

○熊本県後期高齢者医療広域連合予算執行伺及び支出負担行為の整理区分に関する規則

規則第 16 号

(支出負担行為をもって予算執行伺があったものとみなして執行する経費)

第 1 条 熊本県後期高齢者医療広域連合予算決算規則(規則第 26 号)第 18 条の規定において、別表第 1 予算執行伺の作成を省略することができるものの執行については、支出負担行為をもって予算執行伺があったものとみなす。

(支出負担行為)

第 2 条 支出負担行為として整理する時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要な書類は、別表第 1 に定めるところによる。

(支出負担行為の特例)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、別表第 2 に定める経費に係る支出負担行為に該当するものについては、同表に定めるところによる。

第 4 条 次に掲げる経費に係る支出負担行為は、支出命令と併せて行うことができる。

- (1) 別表第 1 支出負担行為と支出命令を併せて行うことができるものの欄に明示する経費
- (2) 単価契約に係る経費

(委任)

第 5 条 前各条に定めるところにより難い経費に係る予算執行伺及び支出負担行為については、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 27 日規則第 4 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第1条、第2条、第4条関係）

節又は細節の区分	予算執行伺の作成を省略することができるもの	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為等に必要な書類	支出負担行為と支出命令を併せて行うことができるもの	備考
1 報酬	○	支出決定のとき	支出しようとする当該期間の額	支給調書	○	
2 給料	○	支出決定のとき	支出しようとする当該期間の額	支給調書	○	
3 職員手当等	○	支出決定のとき	支出しようとする額	支給調書、離職証明書その他手当を支給すべき事実の発生を証明する書類	○	
4 共済費	○	支出決定のとき	支出しようとする額	給料支給に関する調書及び計算書	○	
5 災害補償費		支出決定のとき	支出しようとする額	事実の発生及び給付額の算定を明らかにする書類		
6 恩給及び退職年金	○	支出決定のとき	支出しようとする額	請求書	○	
(削除)		(削除)	(削除)	(削除)		
7 報償費		支出決定のとき	支出しようとする額	支給調書	○（別に定めるものに限る）	
(削除)		(削除)	(削除)	(削除)		

8 旅費						
ア 費用弁償 (通勤に要する経費)	○	支給決定のとき	支出しようとする額	支給調書	○	
イ その他の経費	旅行命令及び旅行依頼伺による	支給決定のとき	支出しようとする額	旅行依頼書及び支給調書	○(別に定めるものに限る)	
ウ 臨時講師等に対する旅費	旅行命令及び旅行依頼伺による	旅行依頼のとき	旅行に要する旅費の額	旅行依頼書	○(別に定めるものに限る)	臨時講師、議会等の関係人の出頭旅費
9 交際費		支出決定のとき	支出しようとする額	請求書	○(別に定めるものに限る)	
10 需用費						
ア 消耗品、修繕料	(新聞、官報、追録その他定期的に刊行される雑誌などの経費に限る)	契約締結のとき又は請求のあったとき	契約金額又は請求金額	契約書(請書)、見積書及び請求書	○(別に定めるものに限る)	
イ 燃料費、光熱水費	(電気、水道、ガス、電話の使用料その他経常的かつ定期的に支払う経費に限る)	請求のあったとき	請求のあったとき			
ウ 食糧費、印刷製本費		契約締結のとき	契約金額			
エ 賄材料費、飼料費、医薬材料費		契約締結のとき	契約金額			
11 役務費						
ア 通信費	○	請求のあったとき	請求金額	契約書(請書)、見積書及び請求書(払込通知書)	○(別に定めるものに限る)	
イ 法令の規定により支出する手数料であって別に定めるもの		請求のあったとき	請求金額			
ウ 保険料	(契約を要するものを除く)	契約締結のとき又は払込通知を受けたとき	契約金額又は納付を要する額			

エ その他の経費	(契約を要するものを除く)	契約締結のとき	契約金額			
12 委託料 ア 法令の規定により支出する経費		請求のあったとき	請求のあったとき	契約書(請書)、見積書及び請求書 契約書(請書)、見積書及び請求書	○(別に定めるものに限る) ○(別に定めるものに限る)	
イ その他の経費		契約締結のとき	契約金額			
13 使用料及び賃借料	(契約を要するものを除く)	契約締結のとき又は請求のあったとき	請求金額又は請求金額	契約書(請書)、見積書及び請求書(払込通知書)	○(別に定めるものに限る)	
14 工事請負費		契約締結のとき	契約金額	契約書(請書)、見積書及び入札書		
15 原材料費		契約締結のとき又は請求のあったとき	契約金額又は請求金額	契約書(請書)、見積書及び入札書	○(別に定めるものに限る)	
16 公有財産購入費		契約締結のとき	契約金額	契約書(請書)、見積書及び入札書		
17 備品購入費		契約締結のとき又は請求のあったとき	契約金額又は請求金額	契約書(請書)、見積書及び入札書 請求書、交付決定書の写し及び内訳書の写し	○(別に定めるものに限る) ○(別に定めるものに限る)	
18 負担金、補助及び交付金 ア 法令の規定により支出する負担金		請求のあったとき	請求金額			

イ その他の負担金	(出席負担金及び年会費)	支出決定のとき	支出しようとする額			
ウ 補助金及び交付金		交付決定のとき	交付しようとする額			
19 扶助費 ア 現物給付に係る経費	(契約を要するものを除く)	契約締結のとき	契約金額	請求書(支出調書)		
イ その他の経費	○	支出決定のとき	支出しようとする額			
20 貸付金		契約締結のとき	契約金額	申請書及び契約書(確約書)		
21 補償・補填及び賠償金 ア 補償金		契約締結のとき	契約金額	請求書(支出決定に関する調書)		
イ 填金		補填決定のとき	補填しようとする額			
ウ 賠償金		支出決定のとき	支出しようとする額			
22 償還金、利子及び割引料 ア 償還金	(繰上償還を除く)	支出決定のとき	支出しようとする額	請求書(支出決定に関する調書)	○(別に定めるものに限る)	
イ 利子及び割引料	○	支払期日及び支出決定のとき	支出しようとする額			
ウ 小切手支払未済償還金		支出決定のとき	支出しようとする額			
23 投資及び出資金		出資又は払込決定のとき	出資又は払込みを要する額	申請書(申込書)		
24 積立金		支出決定のとき	支出しようとする額			
25 寄附金		寄附決定のとき	寄附しようとする額	申込書		

26 公課金		支出決定のとき	支出しようとする額	公課令書	○（別に定めるものに限る）	
27 繰出金		繰出決定のとき	繰出しようとする額			

別表第1のなかで、「別に定めるものに限る」の内容（第5条関係）

節（細節）	支出負担行為兼支出命令処理ができるもの
7 報償費	5万円を超える物品の購入以外
8 旅費	概算払いするもの
9 交際費	弔電として支出する電報代等
10 需用費	5万円以下のもの 年間購読何のあるもの、追録及び新聞類 燃料・光熱水費（電気料、ガソリン代）
11 役務費	5万円以下の支出 通信運搬費（電話料、通信回線使用料、交通系ICカードチャージ代、切手、はがき、後納郵便料） 法令の規定により支出する手数料（国民健康保険団体連合会に係る審査手数料） 保険料
12 委託料	法令の規定により支出する経費（国民健康保険団体連合会に係る事務委託料等） 単価契約によるもの（健康診査、歯科口腔健診の委託料）
13 使用料及び賃借料	公的機関の会場使用料 単価契約によるもの 有料道路及び駐車場使用料 タクシー代
15 原材料費	5万円以下の支出
17 備品購入費	5万円以下の支出
18 負担金、補助金及び交付金	保険給付に関する支出 共済組合費事務費負担金
22 償還金、利子及び割引料	繰上償還以外のもの
26 公課費	各種の登録税、自動車重量税等
資金前渡できる経費	会計規則第36条第1項第6号、第7号、第12号及び第13号を除く

別表第2（第3条関係）

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な書類	備考
1 資金前渡	資金を前渡するとき	資金前渡に要する額	内訳明細書	
2 繰替払	現金払命令を発するとき	現金払をしようとする額	内訳書	
3 過年度支出	過年度支出を行うとき	過年度支出を要する額	請求書及び内訳書	過年度支出の旨を表示すること
4 繰越し	当該繰越分を含む支出負担行為を行うとき	繰越しをした金額の範囲内の額	契約書	繰越しの旨の表示をすること
5 過誤払金の戻入	現金の戻入（通知）のあったとき	戻入する額	内訳書	
6 債務負担行為	債務負担行為を行うとき	債務負担行為の額	契約書その他関係書類	